

鹿児島商工会議所会報

アィム

鹿児島商工会議所 〒892-8588 鹿児島市東千石町1番38号 TEL:099-225-9500 FAX:099-227-1619
http://www.kagoshima-cci.or.jp E-mail:soumu.kcci@sage.ocn.ne.jp

メールアドレス 登録のお願い

新型コロナウイルス支援対策
(資金繰り・助成金・給付金等)
等、様々な情報をいち早くお届け
するため、メールアドレスの
登録をお願いしています。

是非ともご登録ください。

メールアドレス
登録フォームは
こちら▶



写真/中馬庚像(鹿児島市鴨池)

[詳しくは、1ページのコラム「鹿児島県のスポーツ・武道にゆかりの地を巡る」をご覧ください]

6

2020 June
NO.785

特集 新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援施策のご案内

TALK

中小企業を全力で支え、伴走支援していきます
株式会社 商工組合中央金庫 鹿児島支店 支店長 福谷 英慈 さん

会員さんクローズアップ

特色のある美容室経営を目指す、事業承継を機に新たな挑戦
ヘアラウンジ カピーレ ティノ 代表取締役 大山 裕司 さん

企業力を、地域力に

地域の豊かな暮らしを支える身近な存在であり続けること。
その思いが、私たちの活力です。



未来を見つめる、地域総合商社へ。



南国殖産株式会社



会報アイムは鹿児島商工会議所ホームページに掲載しています。
パスワード：aim2020

アイム

鹿児島商工会議所会報

この会報の愛称「アイム」は、鹿児島商工会議所ビルの愛称と同じです。自己紹介の言葉「I'm...」は、出会いの始まりです。「I」には「インフォメーション」「インテリジェント」、 「m」には「メトロポリス」「ミート」の意が込められています。

2020
June
NO.785

6

CONTENTS

- 2 新型コロナウイルス感染症に関する
各種支援施策のご案内
- 10 令和2年度おぎおんさあ開催中止のお知らせ
- 11 TALK
株式会社 商工組合中央金庫 鹿児島支店
支店長 福谷 英慈 さん
- 12 経営相談ガイド
経営安定特別相談室
再生支援協議会/経営改善支援センター
- 14 会員さんクローズアップ
ヘアラウンジ カビーレ ティノ
代表取締役 大山 裕司 さん
- 15 小規模事業者持続化補助金のご案内
- 16 鹿児島県事業引継ぎ支援センター
- 17 中小企業のセキュリティ対策
- 18 インフォメーション
新入会員紹介
商工会議所会費納入のお願い
法定台帳調査と法定負担金納入のお願い
- 20 快進撃企業に学べ

6

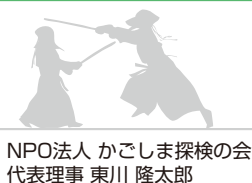
月のスケジュール

鹿児島商工会議所

期日	件 名
1 月	
2 火	
3 水	
4 木	
5 金	
6 土	
7 日	
8 月	
9 火	
10 水	ワンストップ専門相談会 13:30~16:00 於:13階
11 木	
12 金	
13 土	
14 日	
15 月	
16 火	
17 水	
18 木	
19 金	
20 土	
21 日	
22 月	
23 火	
24 水	
25 木	
26 金	
27 土	
28 日	
29 月	
30 火	

※予定は変更になる場合があります。

鹿児島県の スポーツ・武道に ゆかりの地を辿る



NPO法人 かごしま探検の会
代表理事 東川 隆太郎

◆中馬庚像(鹿児島市鴨池)

鹿児島市にある鴨池市民球場の入口に、ひっそりとたたずむ胸像。象られているのは中馬庚で、「ベースボール」を「野球」と訳した人物である。

中馬は、明治3(1870)年に現在の鹿児島市西千石町で今藤家の三男として生を受けた。三男ということもあってか、4歳の時に母方の中馬家に養子に入っている。実家の今藤家は、鹿児島では「ドン」が付く学者一家でもあり、兄弟は皆帝大に入学している。中馬も三州義塾から第一高等学校(後の一高)に進学し、そこで創設期のベースボールに触れることになる。

在学中の明治27(1894)年10月28日に著した「第一高等学校野球部史」で、初めてベースボールを「野球」と訳して発表。ただ、最初から「野球」と決めたのではなく、「底球」や「塁球」との案もあったようだ。しかし「フィールドでおこなうから野球としたらぴったりでは。」ということになり、野球に落ち着いたという。

さて、「野球」という言葉を初めて使用したという人物と



しては、正岡子規の方がよく知られている。たしかに中馬が「野球部史」を著す4年前に「野球」という文字で、「のぼー」と読ませ使っていた。偶然にも「野球」という漢字は一致していたようである。ということで、中馬は「ベースボール」を「野球」と訳した初めての人物、という表現が一番しっくりくるのかもしれない。

中馬は一高を卒業後には、鹿児島中学造士館教授となり、鹿児島一中では西洋史や英語を教えた。教職としては徳島県立脇中学校長が最後である。晩年は大阪府豊中市で釣り堀を経営したというユニークな経歴もある。ただ、「野球」と訳した人物だけに、その頃には高校野球の春の選抜大会の選考委員も務めていた。

中馬の功績を称え、平成2年、故郷鹿児島に胸像が建立された。鴨池市民球場は、鹿児島から甲子園を目指す高校球児にとって大切な場のひとつ。そして中馬の胸像は、鹿児島のみならず日本の野球の聖地のひとつともいえるかもしれない。

令和2年5月29日現在

鹿児島商工会議所は 「新型コロナウイルス 総合相談窓口」を設置しています

以下のような相談に対応しています。

1. 資金繰り

2. 助成金

3. 給付金

4. その他 経営相談

▶鹿児島商工会議所では、各種分野のご相談に対応しています。窓口またはお電話等にてお気軽にお問合せください

【お問合せ先】

新型コロナウイルス総合相談窓口

(鹿児島商工会議所 中小企業支援センター内)
鹿児島市東千石町1-38アイムビル13階

平 日(月～金) 9:00～17:00

※土・日(6月中) 10:00～17:00

TEL : 099-225-9533

もしくは 099-225-9534

資金繰りに関する支援(融資)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方を対象とした日本政策金融公庫等の政府系金融機関、鹿児島県、鹿児島市の特別融資をご紹介します。

1. 日本政策金融公庫〈新型コロナウイルス感染症特別貸付〉

- ☑ **融資対象者** (1)最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している方
(2)業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a.過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高
 - b.令和元年12月の売上高
 - c.令和元年10月から12月の平均売上高
- ☑ **融資限度額** 中小企業事業3億円、国民生活事業6,000万円
- ☑ **融資期間** 運転資金15年以内(据置5年以内)、設備資金20年以内(据置5年以内)
- ☑ **融資利率** 融資後3年間、基準利率▲0.9%(中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%)
4年目以降は基準利率 ※利下げ限度額: 中小事業1億円、国民事業3,000万円
- ☑ **利子補助** 以下の要件を満たせば中小事業1億円、国民事業3,000万円上限で利子補給され、実質無利子(当初3年間)
 - ①個人事業主(小規模に限る): 要件なし、②小規模事業者(法人事業者): 売上高▲15%減少
 - ③中小企業者(上記①②を除く): 売上高▲20%減少

▶当所では、日本政策金融公庫(国民生活事業)からの融資を希望する会員事業所に対し、申込書等の作成のお手伝いと必要書類一式を公庫に代わってお預かりします。

【お問い合わせ】 鹿児島商工会議所 TEL : 099-225-9533/099-225-9534

日本政策金融公庫 国民生活事業 TEL : 099-224-1242

中小企業事業 TEL : 099-223-2221

2. 新型コロナウイルス対策マル経資金 (小規模事業者経営改善資金)

- ☑ **融資対象者** (1)小規模事業者
(2)鹿児島商工会議所の管内で、1年以上事業を営んでいること
(3)原則、6か月以上前から商工会議所の経営指導を受けていること
(4)新型コロナウイルスの影響で最近1か月の売上が前年または前々年同期と比較して5%以上減少するなど業況が悪化した事業者
- ☑ **融資限度額** 運転資金・設備資金1,000万円(通常とは別枠)
- ☑ **融資期間** 運転資金7年以内(据置3年以内)、設備資金10年以内(据置4年以内)
- ☑ **融資利率** 0.31% ※当初3年間、経営改善利率から0.9%引下げ(1.21%-0.90%) 4年目以降1.21%(令和2年5月18日現在)
- ☑ **利子補助** 以下の要件を満たせば実質無利子(当初3年間)
 [①個人事業主(小規模に限る):要件なし、②小規模事業者(法人事業者):売上高▲15%減少
 ③中小企業者(上記①②を除く):売上高▲20%減少]

【お問い合わせ】 鹿児島商工会議所 経営支援一課/二課 TEL: 099-225-9533/099-225-9534

3. 鹿児島県〈新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金〉

- ☑ **融資対象者** (1)最近1か月間の売上高等が前年同月に比べて15%以上減少し、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれるもの
(2)個人事業主(小規模企業者に限る)については、最近3か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少したもの
- ☑ **融資限度額** 運転資金・設備資金4,000万円
- ☑ **融資期間** 10年以内(据置5年以内)
3,000万円超の部分については、10年以内(据置2年以内)
- ☑ **融資利率** 年1.4%~年1.9%(融資期間に応じて)
- ☑ **保証料率** 年0%(国・県が全額補助)
- ☑ **利子補助** 3,000万円以内については、3年間全額補助。3,000万円超の部分については、1年間全額補助
- ☑ **取扱期間** 令和2年5月1日~令和2年12月31日までの保証申込受付かつ令和3年1月31日までの貸付実行分

【お問い合わせ】 鹿児島商工会議所又はお取引のある最寄りの金融機関

【取り扱い金融機関】 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美信用組合の各本・支店
商工中金、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、熊本銀行、宮崎太陽銀行の各県内営業店

4. 鹿児島市〈経営安定化資金(危機関連保証対応)〉

- ☑ **融資対象者** (1)鹿児島市内に住所と事業所を有する中小企業者等
(2)原則として最近1か月間の売上高等が前年同月比15%以上減少
(3)その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比15%以上減少見込
- ☑ **融資限度額** 運転資金・設備資金3,000万円
- ☑ **融資期間** 運転資金7年以内(据置2年以内)、設備資金10年以内(据置2年以内)
- ☑ **融資利率** 年1.4%~年2.0%(融資期間に応じて)
- ☑ **保証料率** 年0%(市が全額補助)
- ☑ **取扱期間** 令和3年1月31日までの貸付実行分

【お問い合わせ】 鹿児島市産業支援課金融係 TEL: 099-216-1324

【取り扱い金融機関】 鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工中金

5. 小規模企業共済制度の特例緊急経営安定貸付等

- ☑ **対 象 者** 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、業況が悪化したことにより1か月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模企業共済の貸付資格を有する契約者の方

1. 特例緊急経営安定貸付について 経営安定を図るための事業資金を借り入れることができます

- ☑ **借 入 額** 50万円～2,000万円（掛金納付月数に応じて掛金の7～9割、5万円刻み）
 ☑ **償 還 期 間** 借入額500万円以下4年間、505万円以上6年間（いずれも据置期間1年間を含む）
 ☑ **貸 付 利 率** 0%（無利子）
 ☑ **償 還 方 法** 据え置き後、6か月ごとの元金均等払い
 ☑ **担保・保証人** 不要
 ☑ **借 換 え** ・既に小規模企業共済の貸付制度（一般貸付・緊急経営安定貸付）を利用している方は、今回の特例緊急経営安定貸付に借り換えることができます。
 ☑ **そ の 他** ・急ぎで現金が必要な方は、まず一般貸付を利用して、そのあとに特例緊急経営安定貸付に借り換えることも可能です。今回、新規で借り入れる方も、既に借り入れがある方も同様です。
 ※一般貸付は、加入者が貸付窓口を指定していない場合、商工組合中央金庫が手続き窓口となります。同金庫では即日現金を受け取れる場合もありますので、予めご確認ください。

2. 共済契約者貸付利用者の延滞利子の免除

令和2年4月7日時点で契約者貸付を受けている方は、延滞利子の免除を返済日からの1年間受けることができます。なお、返済日が令和2年3月1日以降の借り入れが対象となります。

【お問い合わせ】 鹿児島商工会議所 企業支援課 TEL：099-255-9522
 商工組合中央金庫 鹿児島支店 TEL：099-223-4101

【制 度 詳 細】 中小機構HPをご参照ください。
 新型コロナウイルス感染症に係る小規模企業共済制度の特例措置 を検索
 URL：https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/disaster_relief_r2covid19_s.html

資金繰りに関する支援（納税等猶予措置）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の方を対象とした納税猶予の特例等についてご紹介します。

1. 法人税、消費税、固定資産税、社会保険料等の納付猶予

- ◆ 収入が大幅に減少している事業者は、法人税や消費税、固定資産税など、基本的に全ての税目の納税が猶予されます。

【適用要件等】

- ☑ 令和2年2月1日から納期限までの一定期間（1か月以上）において、収入が前年同期比概ね20%以上減少した場合、1年間納税を猶予
 ☑ 一時の納税が困難と認められる場合に適用（少なくとも向こう半年間の事業用資金を考慮するなど納税者の状況に配慮）
 ☑ 担保は不要、延滞税・延滞金は全額免除
 ☑ 申請書類の提出が困難な場合は口頭説明も可能など、柔軟に運用
 ☑ 令和2年6月30日、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要

【お問い合わせ】

国税（所得税、法人税、消費税等）の猶予制度に関するお問合せ

➡熊本国税局 TEL：0120-948-540 ※管轄している都道府県：熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県の方
 地方税の猶予制度に関するお問合せ

・県税（自動車税、法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税等）について

➡鹿児島地域振興局納税課 TEL：099-805-7241

・市税（市県民税、軽自動車税、固定資産税、法人市民税等）について

➡鹿児島市納税課 TEL：099-216-1191

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響を考慮し、社会保険料等の徴収猶予が認められる場合があります。

【お問い合わせ】

国民年金の猶予（※免除制度あり）に関するお問合せ
厚生年金保険料等の猶予に関するお問合せ

→ 鹿児島北年金事務所 TEL：099-225-5311

鹿児島南年金事務所 TEL：099-251-3111

介護保険料の猶予に関するお問合せ

→ 鹿児島市介護保険課 TEL：099-216-1279

国民健康保険料の猶予に関するお問合せ

→ 鹿児島市国民健康保険課

TEL：099-216-1230

労働保険料等の猶予に関するお問合せ

→ 鹿児島労働局総務部労働保険徴収室

TEL：099-223-8276

2. 事業用家屋・償却資産の固定資産税の軽減措置

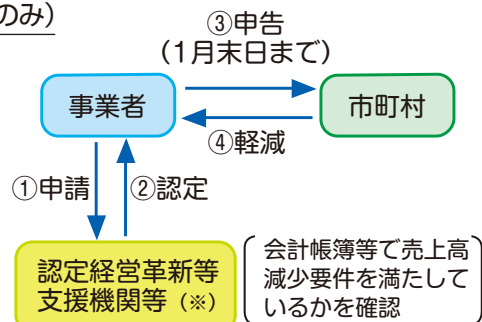
＜既存の事業用家屋・償却資産に対する固定資産税・都市計画税の軽減措置＞

- ◆ 売上が大幅に減少している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が軽減措置されます（令和3年度課税分のみ）

- ☑ 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受け、市町村へ申告した者に適用

- ☑ 売上減少割合に応じて、以下のとおり軽減

令和2年2月～10月までの任意の連続する 3ヶ月間の売上高の対前年同期比減少率	軽減率
30%以上50%未満減少	2分の1
50%以上減少	ゼロ



- ・ 鹿児島商工会議所も経営革新等支援機関に認定されています。
- ・ 但し、申請に必要な書類が現時点で示されておりませんので、具体的な手続きについては暫くお待ちください。

＜先端設備等に対する固定資産税の特例の拡充と延長＞

- ◆ 現在、中小事業者等が新たに取得した先端設備等については、自治体の定める条例に沿って、取得後3年間、固定資産税の課税標準の特例措置がありますが、今般、本特例の適用対象に、事業用家屋と構築物※を追加するとともに、2021年3月末までとなっている適用期限を2年間延長します。

※ 門や塀、看板（広告塔）や受変電設備など。

【対象設備】

- ・ 鹿児島市産業局により認定を受けた先端設備導入計画に基づき取得した機械装置、器具備品などの償却資産
- ・ 事業用家屋と構築物を対象追加

- ☑ 事業用家屋は、取得価格の合計額が 300 万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。

- ☑ 償却資産、構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

※すでに事業用家屋、構築物ともに中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの

- ☑ 固定資産税の軽減割合は、3年間ゼロ～1/2 以下（市町村の条例で定める割合）

- ☑ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度まで2年間に限り延長

【お問い合わせ】 鹿児島商工会議所 経営支援一課/二課 TEL：099-225-9533/099-225-9534

鹿児島市資産税課 償却資産係 TEL：099-216-1187

家屋第一係/第二係 TEL：099-216-1181/099-216-1182

【先端設備導入計画についてのお問い合わせ】

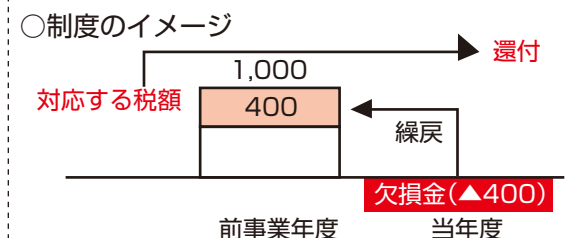
鹿児島市産業支援課 商業サービス係/ものづくり係 TEL：099-216-1322/099-216-1323

3. 欠損金の繰戻し還付制度の適用拡大

〈欠損金の繰戻し還付制度〉

- ◆ 資本金 1 億円以下の中小企業は、前年度黒字で今年度赤字の場合、前年度に納付した法人税の一部還付を受けることができます。今般、本制度の適用対象を、資本金 10 億円以下の中堅企業にも拡大します。

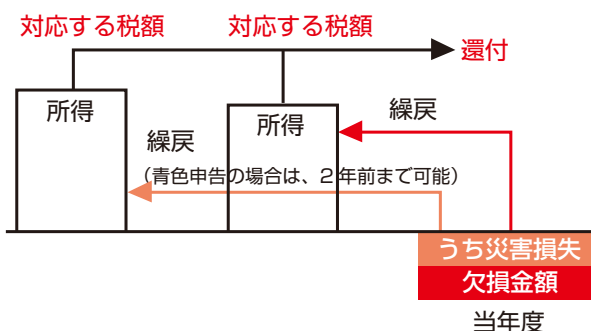
現行	中小企業者（資本金 1 億円以下）
特例	資本金 1 億円超～10 億円以下の法人に拡大



〈災害損失欠損金の繰戻し還付制度〉

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により損失が発生した場合には、災害損失欠損金の繰戻しによる法人税額の還付を受けられる場合があります。

○制度のイメージ



例えば以下のような費用や損失は、災害損失欠損金に該当します。

- ☑ 飲食業者等の食材の廃棄損
- ☑ 感染者が確認されたことにより廃棄処分した器具備品等の除去損
- ☑ 施設や備品などを消毒するために支出した費用
- ☑ 感染発生の防止のため、配備するマスク、消毒液、空気清浄機等の購入費用
- ☑ イベント等の中止により、廃棄せざるをなくなった商品等の廃棄損

4. 消費税の課税選択変更

- ◆ 税務署に申請し承認を受けることで、課税期間開始後であっても、消費税の課税事業者を選択する（やめる）ことができます。

【特例の対象となる事業者】

- ☑ 新型コロナウイルス感染症等の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者
- ☑ この特例により、課税事業者を選択する（又はやめる）場合、2年間の継続適用要件等は適用されません。
- ☑ 当該課税期間の申告期限までに申請書の提出が必要
原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ・法人：課税期間の終了の日の翌日から2か月
 - ・個人：課税期間の翌年の3月末

【お問い合わせ】 鹿児島税務署 TEL：099-255-8111

助成金・給付金のご案内

1. 国〈持続化給付金〉

- ◆ 感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。

- ☑ **対 象 者**
1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50 % 以上減少している事業者
 2. 2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者
 3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満、又は、②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が 2000 人以下である事業者
- ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

☑ **給 付 額**

■ 売上減少分の計算方法

前年の総売上（事業収入）－（前年同月比▲50%月の売上×12ヶ月（注））

※（注）の対象期間は、2020年1月～12月のうち、2019年の同月比で売上が50%以上減少したひと月を、事業者が選択

※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。

上記の算出方法により下記を支給

○中小法人等 最大200万円

○個人事業者等 最大100万円

※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限

- ☑ **受付期間** 令和2年5月1日から令和3年1月15日まで

- ☑ **申請方法** Web上での申請を基本としていますが、電子申請の方法がわからない方、できない方に限定して申請サポート会場にて補助員が電子申請の入力サポートを行う窓口（完全予約制）が設置されています。

※鹿児島市会場（鹿児島市 東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル4F）

（休館日：6/7（日）、6/8（月）、6/17（水）、7/11（土））

【お問い合わせ】 持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570
（IP電話専用回線 TEL：03-6831-0613）

2. 鹿児島県〈事業継続支援金〉

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響等を受け、事業収入が大きく減少している県内事業者の事業継続を図るため、事業全般に広く使える支援金を給付します。

- ☑ **対 象 者** 原則として、対象期間（令和2年1月～5月）のうち、ひと月の事業収入が前年同月比で80%以上減少している次の事業者
- ・ 中小法人等（中小企業、医療法人、農業法人、NPO法人等）
 - ・ 個人事業者

- ☑ **給 付 額** 対象期間のうち、ひと月の事業収入が前年同月比で

(1)90%以上減少した事業者：上限額20万円

(2)80%以上90%未満減少した事業者：上限額10万円

※給付額は、上記上限額を超えない範囲で、昨年1年間の売上額の減少分から国の持続化給付金の給付額を差し引いたものとする

- ☑ **受付期間** 令和2年5月25日から同年6月30日まで（当日消印有効）

- ☑ **申請方法** 申請書類を簡易書留又はレターパックで送付（持参不可）

【お問い合わせ】 鹿児島県事業継続支援金専用ダイヤル TEL：099-286-2580

3. 鹿児島市〈事業継続支援金〉

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が20%以上50%未満減少している小売業・サービス業等の中小企業者等を支援します。

- ☑ **対象者** 新型コロナウイルス感染症の影響により、不特定多数の者が来店・利用を控えることで売上が減少している鹿児島市内で事業を営む中小企業者等
次の(1)～(4)の全てに該当していること
(1)2019年12月以前から鹿児島市内で事業を営み、今後も、事業を継続する意思があること
(2)新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少していること
(3)2020年3月から5月までの任意の1か月の売上が前年同月に比して20%以上50%未満減少していること（ただし、2020年3月、4月、5月のいずれの月も売上減少率が50%未満であること。）
(4)申請者等は暴力団等に関与していないこと
- ☑ **対象業種** 小売業、宿泊業、飲食サービス業、娯楽業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、医療・福祉、道路旅客運送業、自動車賃貸業など
- ☑ **給付額** $\left[\begin{array}{l} \text{2020年3月から5月のうち、前年同月比で20\%以上50\%未満減少している} \\ \text{1か月の売上減少額が最大となる月の減少額} \end{array} \right] \times 3 \text{ヵ月}$
※上限30万円（給付は1回限り）
※千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる
- ☑ **受付期間** 令和2年6月30日まで（当日消印有効）
- ☑ **申請方法** 原則郵送 ※詳細については必ず市ホームページをご確認ください。

【お問い合わせ】市事業継続支援金専用ダイヤル TEL：099-803-8670（平日8:30～17:15）

4. 鹿児島県〈デリバリー・テイクアウト参入支援事業〉

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営環境が急激に悪化している飲食店等が新たにデリバリー又はテイクアウトに参入するための経費の一部を補助します。

- ☑ **対象者** 県内飲食店（飲食料品を提供する宿泊施設を含む）
- ☑ **対象経費** デリバリー又はテイクアウトへの参入に要した初期費用（弁当容器購入費、広告費など）
- ☑ **補助金額** 原則、対象経費の2分の1以内の額（上限10万円）
- ☑ **提出書類** 第1段階
事前申出書（提出方法：FAX、電子メール、郵送など）
※事前予約ではありませんので、支払確認書類（領収書等）が概ね揃ってから提出してください。
第2段階（事前申出書の審査完了後）
交付申請及び実績報告書、交付請求書（提出方法：郵送、持参）
- ☑ **受付期間** 第2段階を令和2年8月31日まで（当日消印有効）

【お問い合わせ】鹿児島県商工労働水産部商工政策課商店街活性化推進室 TEL：099-286-2939

5. 鹿児島県〈宿泊予約延期協力金〉

- ◆ 新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、ゴールデンウィーク期間中（4月29日から5月6日）の県外からの宿泊予約者に対して、宿泊予約の延期やキャンセルを行うなど宿泊日変更の調整についての要請に協力した宿泊事業者に対して協力金を支給します。

- ☑ **給付額** 次の算式により算出した額（百円未満切り捨て）。ただし施設当たり10万円を上限
 $A \times B$ （A：令和2年4月29日から同年5月6日の県外からの宿泊予約について、令和2年4月7日以降に施設が行った依頼により、延期・キャンセルとなった数（宿泊者の延べ人数） B：Aに係る宿泊予約の1人泊当たり宿泊料金（税抜）又は5千円のいずれか低い方）
- ☑ **受付期間** 令和2年5月11日から令和2年6月30日まで（当日消印有効）
- ☑ **申請方法** 郵送もしくは電子申請

【お問い合わせ】鹿児島県PR・観光戦略部観光課 TEL：099-286-2997

6. 雇用調整助成金

- ◆ 経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練または出向を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成します。

新型コロナウイルス感染症に伴う特例措置により、支給対象となる事業主や助成率など、多くの拡充措置が図られています。また、小規模事業主（従業員が概ね20人以下の会社や個人事業主の方）の方については、支給申請が以前よりも簡素化されました。（令和2年5月21日現在）

- ☑ **支給対象者** 1. 雇用保険適用事業主である
2. 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している(※)
※比較対象とする月についても、柔軟な取り扱いとする特例措置があります。
3. 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
- ☑ **助成対象労働者** 事業主に雇用された雇用保険被保険者（パート・アルバイト等も含む）
- ☑ **助成率**

区分	中小企業	大企業
新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主	4/5	2/3
解雇をしていないなどの上乗せの要件を満たす事業主	9/10 →※10/10に 引き上げ (2次補正)	3/4

※1人1日あたり8,330円が上限→※上限15,000円まで引き上げ（2次補正）

- ☑ **支給対象日数** 本助成金の支給限度日数は原則として1年間で100日分、3年で150日分ですが、緊急対応期間中(令和2年4月1日～令和2年6月30日)に実施した休業などは、別途支給を受けることができます。→※緊急対応期間を9月まで延長（2次補正）

- ☑ **申請期限** 支給対象期間の末日の翌日から2か月以内
(支給対象期間の初日が1/24～5/31の休業の申請期限は特例により8/31まで)

- ☑ **提出書類** 厚生労働省雇用調整助成金のホームページ(下記URL)よりダウンロードできます。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyouchouseijoseikin_20200410_forms.html

※令和2年度の第2次補正予算の成立が前提です。

【お問い合わせ】 鹿児島労働局 TEL：099-219-8711
ハローワークかごしま TEL：099-250-6060
雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999

人と自然にやさしい、快適な環境づくりに貢献。

ISO 9001・14001
ISO 45001
ISO/IEC 27001
認証登録

NANOSAY
南生建設株式会社

代表取締役 川畑智洋

<http://www.nansay.co.jp/>

本社 / 鹿児島市平之町8番13号
TEL 099 (223) 8388 FAX 099 (227) 0620 営業所 / 熊本・大隅・姶良・北薩・南薩・熊毛



ふくたに えいじ さん (50歳)
大分県出身

1993年4月 商工組合中央金庫 入庫
2011年7月 熊谷支店 次長
2013年7月 新宿支店 次長
2016年7月 甲府支店 支店長
2019年4月 本店 営業店サポート部 参事役
2020年4月 鹿児島支店 支店長

TALK

株式会社 商工組合中央金庫
鹿児島支店

支店長 福谷英慈さん

中小企業を全力で支え、伴走支援していきます

Q 商工組合中央金庫（商工中金）の概要を教えてください。

A 中小企業による中小企業のための金融機関です。各都道府県に1000拠点、ニューヨーク支店など海外に4拠点がございいます。政府と民間団体の共同出資で、株式保有団体は2万以上。商工組合、商店街振興組合、事業協同組合などがそれにあたります。融資先は出資団体とその組合員が対象です。事業資金のご融資のみならず、事業承継や経営改善、海外展開・新事業進出などのお客様のニーズや経営課題に向けたソリューション

ションを一緒に考えていきます。

商工中金は、1936年（昭和11年）に世界恐慌下で中小企業を支援する目的で設立されました。平時はもろろんのこと、経済危機や災害時にはセーフティネット機能を発揮し、中小企業をサポートすることが最大の使命です。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、かつてない規模の危機事象と考えています。中小企業の皆様がこの危機を乗り越えられるよう、商工中金も皆様の資金繰り安定を最優先に取り組んでいます。

商工中金の全営業店に「新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口」が開設され、幅広く相談を受け付けています。3月19日には、国からの出資金をもとに中小企業に融資する「新型コロナウイルス感染症特別貸付」制度も始まりました。

Q コロナ禍における資金繰り相談状況はいかがでしょう？

A 相談件数は日に日に増加しています。「新型コロナウイルス感染症特別貸付」でのご融資をはじめ、既存の借入金の組み換えによる返済負担の軽減など、地域金融機関の皆様とも連携しながら資金繰り改善を行っています。「新型コロナウイルス感染症特別貸付」は新型コロナウイルス感

染症の影響により売上減少となっている事業者への無担保・無保証、さらに一定の利子補給の仕組みを備えた制度融資です。制度融資の概要につきましては商工中金のホームページをご覧ください。

鹿児島支店までお電話またはご来店（店内では感染予防対策を徹底しています）にて、気軽にご相談ください。ほかに、休日もつながるコールセンターもございます。

Q 2020年4月に鹿児島支店長に就任。今の思いは？

A 気が引き締まる思いです。まずは目の前にある危機克服に全力で取り組みます。新型コロナウイルス感染症拡大の経済的影響は甚大です。鹿児島の企業の皆様の最大限サポートさせていただきたいと思っています。

状況が落ち着いたらあとにも目を向けないければなりません。事業を立て直し、さらなる発展のため、商工中金の全国ネットワークを活かしたビジネスマッチング、海外ネットワークによる海外展開サポート等にも積極的に取り組んで参ります。商工中金は末永く皆様に伴走していきます。現状では感染予防のためにあらゆる行動が制限されていますが、できるだけ多くの方と対話し、鹿児島の力になりたいと強く思っています。

お知らせ

令和 2 年度おぎおんさぁの 開催中止について

2020 年 7 月 18 日（土）、19 日（日）の開催に向け、準備を進めておりました「令和 2 年度おぎおんさぁ」につきましては、新型コロナウイルスの感染防止のため、宵祭・本祭の中止を決定致しました。

おぎおんさぁを楽しみにしていた皆様や開催に向けご協力いただいていた皆様には何卒ご理解いただき、来年以降も引き続きご支援賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては、下記までお問合せください。

■本件に関するお問合せ

鹿児島おぎおんさぁ振興会
（鹿児島商工会議所 中小企業支援センター内）
TEL 099-225-9534

これからも、クルマが人々の夢を乗せて走り続けるために——
地球のこと、人のこと、未来のために大切に考えます。

全店舗に
緊急時使用AEDを
設置しています。

未来とつながるか。
**CROWN
BEYOND**



CROWN
【クラウン】

RAIZE
【ライズ】



C-HR



Sienta 【シエンタ】



ROOMY 【ルーミー】



フロンティアへ。人々、地域を、もっと笑顔に。TOYOTA

鹿児島トヨタ自動車株式会社

〒892-0847 鹿児島市西千石町1番28号 ☎099-223-6161 www.k-toyota.co.jp



後部座席もシートベルトを締めましょう！（全ての座席のシートベルト着用は道路交通法で義務化されています。）



経営相談ガイド

経営安定特別相談室（無料）

**資金繰り、経営改善の
ご相談を無料で承ります**

販売不振や、取引先の倒産などによる資金繰りの悪化などでお悩みの方は本相談室をご利用ください。商工調停士をはじめとした専門スタッフが経営状況を確認し、問題解決のお手伝いを無料で受け致します。

■支援内容

- ・資金繰りの改善提案
- ・倒産を防止する方策の検討、助言
- ・債権者など関係者への協力要請
- ・円滑な事業整理方法、法的手続きなどの助言など

■相談時に準備頂く書類

- ・決算書2期分（科目明細含む）
- ・試算表（月々の売上、経費が分かるもの）
- ・金融機関の借入明細（借入・返済状況がわかるもの）など

○お問い合わせ先

企業支援部 経営支援二課

TEL 099（225）9534

議員職務執行者の変更

株式会社肥後銀行 鹿児島支店
坂本 雅己氏に代わって、令和2年
4月1日付けで、福田 健太郎氏に
株式会社肥後銀行 鹿児島支店
支店長 福田 健太郎氏



KAGOSHIMA BANK

“かぎん”でんさいサービスは手形に代わる新たな決済手段をご提供します。

「でんさい（電子記録債権）」は手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権です。全国銀行協会が設立した「でんさいネット（全銀電子債権ネットワーク）」に債権・債務データを記録することで、でんさいの発生、譲渡、分割が行えます。

- ◎でんさいサービスをご利用いただく場合は、「かぎんFB-Webサービス」のご契約が必要となります。
- ◎取引種類（手形代替取引、融資取引）及び各種手数料など詳細については下記へお問い合わせください。

	支払企業（債務者）の皆さま	納入企業（債権者）の皆さま
でんさいの メリット	●手形用紙の作成や印章の押印等、事務負担が軽減されます。 ●手形の搬送コストが削減できます。 ●手形と異なり印紙税は課税されません。（印紙の貼付が不要） ●複数の支払手段（手形・振込等）の一本化で効率化が図れます。	●ペーパーレス化により、手形の紛失・盗難対応等の管理コストが削減できます。 ●必要な分だけ分割して、譲渡や割引ができます。 ●面倒な取立手続きは不要で、支払期日当日に自動的に資金が入金されます。

【お問合せ先】
まずはお電話ください

かぎんFBセンター ☎ 0120-089-274 ガイダンス2

受付時間 平日9:00～17:00
※銀行休業日を除く

または 鹿児島銀行本支店

鹿児島銀行

COROLLA SPORT

COROLLA

COROLLA TOURING



トヨタカローラ鹿児島

〒890-0068 鹿児島市東郡元町 15-18 TEL.099-253-1000

営業時間 / 9:30 ~ 18:00 定休日 / 月曜日

カローラ鹿児島

検索